

年 月 日

渋川市長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

渋川市空き家バンク登録申請書

渋川市空き家バンク実施要綱（以下「要綱」という。）に定める制度の趣旨等を理解し、下記の事項を承諾の上、要綱第 4 条第 2 項の規定により空き家バンク登録台帳への登録を申請します。

記

- 1 空き家の売却又は賃貸の交渉の媒介を、要綱に基づき市が協定を締結した一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会渋川支部又は公益社団法人全日本不動産協会群馬県本部の会員である宅地建物取引業者（以下「宅地建物取引業者」という。）に依頼すること。
 - 2 市が、申請者及び空き家の情報を、1 の協会及び宅地建物取引業者に提供すること。
 - 3 別紙、渋川市空き家バンク登録カード（様式第 6 号）に記載した事項のうち、所有者情報等個人情報を除く物件情報を、市ホームページ等により公表すること。
 - 4 市及び宅地建物取引業者が現地を調査すること。
- 備考 1 市では、情報の提供や必要に応じて連絡調整等を行いますが、売買又は賃貸借に関する交渉、契約等に関するの媒介は、宅地建物取引業者が行います。なお、宅地建物取引業者の媒介には、宅地建物取引業法等で規定された報酬が発生しますので、直接宅地建物取引業者にお支払いください。
- 2 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定の趣旨に基づき、申込みに係る個人情報は、この事業の目的以外に利用しません。